



芦市地第188号
令和8年4月27日

芦屋市監査委員 阿部清司様
芦屋市監査委員 川島あゆみ様

芦屋市長 高島峻輔



定期監査（財務監査）の結果に基づく措置について（通知）

令和8年3月31日付け芦監報第25号で報告のありました定期監査（財務監査）の結果に基づき、市民生活部において別紙のとおり措置を講じました。

以上

監査結果報告に対する措置について

【人権・男女共生課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 施設使用許可申請書及び施設使用料の減免申請書について、決裁権者の押印の無いものが散見された。申請があれば、その都度決裁権者による承認を行うよう改められたい。</p> <p>(2) 文書の施行は決裁によって決定した市の意思を相手方に表示し、その効力を発生されることであるため、補助金の交付申請において文書管理システム上の施行日は交付申請日を入力されたい。</p> <p>(3) 交付金等について、芦屋市財務会計規則第 25 条に「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定するとあるため、交付金等の交付決定の通知文書の收受日が調定日となるが、その日を調定日としていないものが見られたので改められたい。また、一時保育料や講座受講料については、金融機関への納付日ではなく、利用日等を調定日とするよう改められたい。</p> <p>(4) 旧宮塚町住宅賃料の納入期限について、芦屋市財務会計規則第 30 条に「納入期限は、別に定めがあるものを除き、調定の日から 15 日以内」とあるので、15 日以内の納入が難しい場合は、契約書等に納入期限を定めるよう改められたい。</p>	<p>(1) 申請があった際には、その都度決裁権者による承認を行うよう改めました。</p> <p>(2) 補助金の交付申請において、文書管理システム上の施行日を交付申請日とするよう改めます。</p> <p>(3) 交付金等の交付決定の通知文書の收受日を調定日とするよう改めます。また、一時保育料や講座受講料については、利用日等を調定日とするよう改めました。</p> <p>(4) 旧宮塚町住宅賃料の納入期限について、契約書等に定めるよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【市民課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 行政財産の目的外使用料について、4月1日付で使用を許可しているが、納付書の納入期限が翌年3月末に設定されていた。行政財産の使用料の徴収に関する条例第3条で「使用料を使用開始前若しくは毎月又は毎年定期に納付しなければならない。ただし、使用料は、全部又は一部を前納することができる。」と規定されていることから、なるべく早い時期に納入期限を設けるよう改められたい。</p>	<p>(1) 行政財産の目的外使用料について、4月1日付で使用を許可する際、請求書に納入期限を5月末とすることを明記し、請求することとする。</p>

監査結果報告に対する措置について

【保険課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 業者と業務委託契約を締結し、委託料を支出しているが、仕様書に「適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。」という規定が遵守できていないものが見られた。仕様書のとおり、支払いをするよう改められたい。</p> <p>(2) 現金移動がないため、保管現金の確認は2～3か月に一度しか行っていないとのことだった。現金取扱マニュアルに記載されているとおり、公金は、市民の財産であることを意識し、市民の信用を失うことのないよう、法令を遵守し、執行するなど、コンプライアンスの推進の観点からも、現金取扱マニュアルに沿った取り扱いをするよう改められたい。</p>	<p>(1) 請求書を受領してすぐに支出決裁を行うなど事務の見直しを行います。</p> <p>(2) 現金取扱マニュアルに沿った取り扱いをするよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【上宮川文化センター】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 保険契約について、契約決裁において、契約先は損害保険会社であるが、保険代理店としているものがあった。決裁文には契約先、代理店名を正しく記載されたい。また、保険証券の收受及び供覧文書において、同じ文書番号を使用していた。芦屋市文書取扱規程第5条第2号に基づいて適正に処理されたい。</p>	<p>(1) 契約決裁において、契約先、代理店名を正しく記載するよう改めます。また、文書の取扱いについて、收受及び供覧文書の文書番号を区別するよう改めます。</p>
<p>(2) 申請書を收受した際に、收受日付印の押印がなく、收受登録をされていなかった。芦屋市文書取扱規程第23条に基づき、適正な收受処理を行われたい。また、納入通知書に納入期限の記載がなかった。芦屋市財務会計規則第29条第2項第3号に納入期限は記載しなければならない事項と規定されており、同規則第30条には「納入期限は、別に定めがあるものを除き、調定の日から15日以内」と規定されているので、適正に処理されたい。</p>	<p>(2) 收受した申請書等には、收受日付印を押印並びに收受登録することを徹底するとともに、納入通知書への納入期限の記載を適正に行うよう改めます。</p>
<p>(3) 納入義務者からの収納金について、即日又は翌営業日中に公金機関に払い込まれていないことがあった。芦屋市財務会計規則第37条第2項に基づき、収納金は、即日又は翌営業日中に公金機関に払い込まれたい。また、納付書の納入者名を「芦屋市出納員」と記載されているが、「芦屋市上宮川文化センター出納員」と記載されたい。</p>	<p>(3) 納入義務者からの収納金については翌営業日中に公金機関に払い込むよう改めます。納付書の納入者名については、「芦屋市上宮川文化センター出納員」と記載するよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【地域経済振興課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 簿冊の保存期間について、契約及び補助金等の簿冊の保存期間が1年のものが散見され、支出命令書兼支出負担行為何書等関連して起案する決裁の保存期間（7年）より短くなっている。芦屋市文書取扱規程を参考に、より適正な保存期間の設定を検討されたい。</p> <p>(2) 補助金交付申請書類等を収受した際に、収受日付印の押印及び収受登録されていないものが散見された。芦屋市文書取扱規程第23条に基づき、適正な収受を行うよう改められたい。</p>	<p>(1) 芦屋市文書取扱規程を参考に、適正な保存期間の設定を検討します。</p> <p>(2) 芦屋市文書取扱規程第23条に基づき、適正な収受を行うよう努めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【環境課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 収受登録、収受日付印の押印について、申請書を収受した際に、収受日付印の押印及び収受登録されていないものが見られた。芦屋市文書取扱規程第 23 条に基づき、適正な収受処理を行われたい。</p>	<p>(1) 芦屋市文書取扱規程に基づき、適正な収受処理を行うように改めます。</p>
<p>(2) イモリ谷湿地草刈り業務委託について、業務委託の実施決裁はあるが、契約締結の決裁がなかった。契約書を作成しない少額の業務委託契約であっても、芦屋市随意契約ガイドラインに基づき契約締結の決裁を作成されたい。</p>	<p>(2) 令和 7 年度は芦屋市随意契約ガイドラインに基づき、適正な契約締結決裁を作成しました。引き続き、実施してまいります。</p>
<p>(3) 納入義務者からの収納金について、即日又は翌営業日中に公金機関に払い込まれていないことがあった。芦屋市財務会計規則第 37 条第 2 項に基づき、収納金は、即日又は翌営業日中に公金機関に払い込まれたい。また、改葬許可書及び埋蔵証明書発行手数料、火葬済証明書交付手数料の納付書については、納入者名は課名ではなく、出納員名で作成されたい。</p>	<p>(3) 収納金については、芦屋市財務会計規則に基づき、適正に公金機関に持ち込むように改めます。また、納付書の納入者氏名は出納員名に修正するように改めます。</p>
<p>(4) 地域脱炭素移行・再エネ推進事業費補助金について、交付金決定通知書を収受登録処理されているが、収受日で調定処理されていなかった。また、再交付決定通知書を収受登録処理されているが、収受日で調定処理されていなかった。芦屋市財務会計規則第 25 条に基づき、交付決定通知書及び再交付決定通知書の収受日で、その都度調定</p>	<p>(4) 芦屋市財務会計規則に基づき、交付決定通知書及び再交付決定通知書の収受日で、その都度調定処理をするように改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【環境施設課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 自治体向けごみ分別促進アプリサービスについて、単者随意契約を締結しているが、業者選定理由の記載がないため、芦屋市随意契約ガイドラインのとおり、1者しかないと判断した経過と理由を具体的に説明できるように改められたい。また、見積通知書を交付していないため、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(2) 環境処理センター施設整備に係る令和6年度循環型社会形成推進交付金について、交付金の決定通知が届いているが収受登録がされていなかったため、芦屋市文書取扱規程第23条に基づき、適正な収受処理を行うよう改められたい。また、調定日については、芦屋市財務会計規則第25条に基づき、交付決定通知書の収受日で調定するよう改められたい。</p>	<p>(1) 判断した経過と理由について、アプリサービスは料金体系が既に決められており、他社の世帯数課金料金体系のアプリと比較して当該業者のアプリは安価な定額料金体系であったこと及び令和5年度の導入検討時に神戸市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市が既に導入しており、生活圏が重なる住民や近隣市からの転入者にとって使い慣れたアプリを導入することは利便性の向上につながるため選定した。見積通知書については、令和8年度契約より見積通知を交付し適正な事務処理を行っている。</p> <p>(2) 芦屋市文書取扱規程に基づき、適切に収受登録処理するように改めます。 芦屋市財務会計規則第に基づき、適切に調定処理を行うように改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【収集事業課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 植木の剪定廃棄物処理手数料及び一時多量ごみ処理手数料について、申込者から領収した手数料について、収納金を公金機関へ払い込む際は、納入者は、申込者名ではなく、収集事業課出納員名で納付書を作成し、申込者名等その他の内容は内訳欄に記載されたい。</p> <p>(2) 粗大ごみ収集受付業務委託契約について、契約保証金が免除されているが、契約締結の起案において、契約保証金免除の根拠となる規定の適用に誤りがあった。今後は同様のことがないように留意されたい。</p>	<p>(1) 令和8年度より申込者から領収した手数料について収集事業課出納員名で納付書を作成するようにします。</p> <p>(2) 起案文と契約の内容等に不一致や誤りがないか徹底して確認するように改めます。</p>